省　令

○国土交通省令第七十九号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十九号）及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百五十二号）の施行に伴い、並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）附則第八条の二並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法附則第十一条第一項第四号に規定する資金の貸付けに関する事項

附則第二条第二項中「附則第十一条第一項第四号に掲げる業務及びこれら」を「附則第十一条第一項第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれら」に改め、同条第四項中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「第三号」を「第四号」に改め、同項第一号中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　法附則第十一条第一項第四号に掲げる業務

附則第二条第五項及び第六項中「附則第七条」を「附則第八条」に改める。

附則第三条中「附則第六条第二項」を「附則第七条第二項」に改める。

附則第八条を附則第九条とし、附則第七条を附則第八条とする。

附則第六条第一項の表令附則第十五条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法施行令（昭和三十九年政令第二十三号。以下「旧公団法施行令」という。）第十条第一項において準用する建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条の項第一欄中「附則第十五条」を「附則第十六条」に改め、同条を附則第七条とし、附則第五条を附則第六条とし、附則第四条の次に次の一条を加える。

（申請書の記載事項）

第五条　令附則第八条の二の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所

二　借り入れようとする貸付金の額及びその使途

三　当該申請に係る貸付けを受けて行おうとする事業に係る区間及び当該事業の内容

四　当該申請に係る貸付けを受けて行おうとする事業に係る所要資金の額及びその調達方法並びに収支の見込み

五　貸付金の借入れの効果

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第千百三十九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第六条第一項に規定する国民経済計算の作成基準を変更したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　麻生　太郎

国民経済計算の作成基準

1　概論

(1)　国民経済計算は、我が国の経済の全体像を、国際比較可能な形で体系的に記録することにより作成する。

(2)　本基準は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠した統計を作成する上で必要となる事項を定める。

2　勘定系列

我が国の経済の全体像については、我が国の経済主体が、定められた期間において、どのような取引（フロー）を行い、資産や負債（ストック）がどのように変化したかについて記録することにより把握される。その際、フローにおいては源泉と使途の側面から、ストックにおいては資産と負債の側面から捕捉し、それぞれの整合性を図る。

このため、次に定める表を作成し、編成し直した上で公表する。

(1)　経常的取引に関する勘定

ア　生産に関する勘定

イ　所得の発生に関する勘定

ウ　第１次所得の配分に関する勘定

エ　所得の第２次分配に関する勘定

オ　現物所得の再分配に関する勘定

カ　所得の使用に関する勘定

(2)　資産や負債の蓄積に関する勘定

ア　資本取引に関する勘定

イ　金融取引に関する勘定

ウ　その他の資産変動に関する勘定

(3)　貸借対照表に関する勘定

(4)　一国経済全体に関する勘定

(5)　補足的な表

3　分類

経済の全体像を捉える上で、様々な取引主体及び取引の対象となる財貨・サービスをいくつかの等質的なグループに集約するため、次の分類に基づく記録を行う。

(1)　制度部門別分類

所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類として、制度部門別分類を次のように定める。なお、非金融法人企業及び金融機関における公的、民間の区分については、政府又は社会保障基金の所有による支配又はその他の根拠による支配のいずれかを受けているものを公的とする。

ア　非金融法人企業

全ての我が国の居住者である非金融の法人企業や準法人企業が含まれる。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

内訳部門として、公的非金融企業、民間非金融法人企業に区分する。

イ　金融機関

主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である全ての我が国の居住者である法人企業及び準法人企業が含まれる。また、金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれる。

内訳部門として、公的金融機関、民間金融機関に区分する。

ウ　一般政府

中央及び地方政府と、それらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。また、政府又は社会保障基金により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

エ　家計

生計を共にする全ての我が国の居住者である人々の小集団が含まれる。自営の個人企業も含まれる。

オ　対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨やサービスを提供する全ての我が国の居住者である非営利団体が含まれる。